

第５章　　計画の推進体制

****

# **第５章　　　　計画の推進体制**

## １　計画の推進体制の整備

### （１）庁内体制の整備　●　●　●　●　●　●　●

地域生活課題の多様化への対応と、福祉のまちづくりの展開に向けて、本計画は様々な分野が関係することから、推進にあたっては、庁内関係部署との横断的な連携を強化し、全庁で取り組みます。

### （２）地域、国・東京都との連携　●　●　●　●　●　●　●

計画の推進には、市だけではなく、市民、地域（事業者、市民活動団体等）が協力しあい、それぞれの役割を果たす主体的な取組と相互の連携が欠かせません。

市民、民生委員児童委員、自治会、市民活動団体、事業者及び小平市社会福祉協議会等並びに国・東京都等の関係機関と、相互に連携・協働して、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

中でも、社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条において、様々な人・団体が参加し、地域福祉の推進を目的とした事業を行う団体として、明確に位置付けられています。福祉のまちづくりも含めて、社会福祉協議会と密接な連携のもと、取り組みます。

## ２　計画の進行管理

本計画は、分野別の各個別計画における内容と連動しているため、進行管理は各個別計画において行います。

本計画の計画期間は９年間ですが、福祉関係の制度改正等の国や東京都の動向や、社会環境の変化等に対応するため、計画の中間年である平成34（2022）年度に、これまでの取組を検証した上で、必要に応じて見直しや新たな取組の検討を行います。

